

令和5年1月6日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

文化財防火デーに係る特別防火査察等の実施について

昭和24年1月26日に法隆寺金堂壁画が焼失しました。これを機に毎年この日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動が展開されます。豊川市消防本部におきましても、管内の文化財所蔵者・管理者に対し防火広報文を送付するとともに、下記のとおり特別防火査察を実施します。

記

- 1 実施日時
令和5年1月26日（木）午後2時00分から
- 2 場所
財賀寺（豊川市財賀町観音山3）
≪文化財≫ 財賀寺仁王門 他
- 3 その他
文化財防火デーのチラシを添付

【お問合せ先】

担 当 消防本部予防課予防担当（野上）
電 話 0533-89-9682（内線211）
FAX 0533-89-9196
E-mail shoboyobo@city.toyokawa.lg.jp

大切な**文化財**を守ろう

令和5年1月26日は『第69回文化財防火デー』です

昭和24年1月26日に法隆寺金堂壁画が焼損しました。
これを機に毎年この日を「文化財防火デー」と定め、
全国的に文化財防火運動が展開されます。



文化財所蔵者・管理者のみなさまへ

① 通報、消火、重要物品の搬出及び避難誘導等の訓練を行ってください。

② 文化財周辺を整理・整頓し、放火されない環境づくりをしてください。

③ 文化財を定期的に見回り・点検してください。

④ 文化財周囲で喫煙、裸火の使用、危険物の持ち込みは厳禁です。火気等の使用禁止区域の設定とその表示をして、火気使用の制限を徹底してください。

⑤ 消火器や自動火災報知設備などの消防用設備の設置及び点検・整備を行ってください。